

福島市公告第298号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項の規定による地域農業経営基盤強化促進計画「以下 地域計画」について、同法第19条第8項の規定により公告する。

また、当該の関係書類は、下記場所に備え置いて縦覧に供する。

令和7年10月15日

福島市長 木 幡 浩

- 1 地域計画を変更した地区
杉妻・蓬萊地区
- 2 縦覧場所
福島市役所農政部農業企画課
福島市五老内町3番1号
但し、縦覧時間は市役所の執務時間内とする。